	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

２　この決定による改正は、令和８年４月８日から効力を発生する。

人事院公示第19号

人事院総裁は、公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第13条の規定に基づき、平成23年人事院公示第14号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和８年４月８日　　人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
１　公文書等の管理に関する法律第７条第２項の事務所の場所を次のとおり定める。 東京都港区虎ノ門２の２の３　人事院事務総局総務課公文書監理室内 （略） ２・３　（略）	１　公文書等の管理に関する法律第７条第２項の事務所の場所を次のとおり定める。 東京都港区虎ノ門２の２の３　人事院事務総局公文書監理室内 （略） ２・３　（略）

２　この決定による改正は、令和８年４月８日から効力を発生する。

人事院公示第20号

人事院総裁は、人事院規則２―15（人事院の職員に対する個人情報の取扱いに係る権限又は事務の委任）第１条の規定に基づき、令和４年人事院公示第11号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和８年４月８日　　人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
１・２　（略） **別表**	１・２　（略） **別表**

個人情報の保護に関する法律第５章第２節から第５節まで（同法第74条及び同章第４節第４款を除く。）に定める権限又は事務のうち	内部部局（委員会等を含む。以下同じ。）のうち、総務課、総合政策課、人事課、会計課、国際課、情報管理室及び政策立案参事官	事務総長

個人情報の保護に関する法律第５章第２節から第５節まで（同法第74条及び同章第４節第４款を除く。）に定める権限又は事務のうち	内部部局（委員会等を含む。以下同じ。）のうち、総務課、企画法制課、人事課、会計課、国際課、公文書監理室、情報管理室及び政策立案参事官	事務総長

下欄に掲げるもの以外のもの	内部部局のうち、総務課、総合政策課、人事課、会計課、国際課、情報管理室及び政策立案参事官以外の部局又は機関	各局長 （略）
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

下欄に掲げるもの以外のもの	内部部局のうち、総務課、企画法制課、人事課、会計課、国際課、公文書監理室、情報管理室及び政策立案参事官以外の部局又は機関	各局長 （略）
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

２　この決定による改正は、令和８年４月８日から効力を発生する。

人事院公示第21号

人事院は、人事院規則２―４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第５号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和８年４月８日　　人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
１　（略） ２　委任する権限及び所掌事務 一～七　（略） 八　人事院規則９―30（特殊勤務手当）に規定する次に掲げる事項 ⑴～⑮　（略） ⑯　第17条第１項第１号又は第２号の規定に基づき、人事院が定めることとされている作業について定めること。 ⑰～⑷　（略） 九～二十四　（略） ３・４　（略）	１　（略） ２　委任する権限及び所掌事務 一～七　（略） 八　人事院規則９―30（特殊勤務手当）に規定する次に掲げる事項 ⑴～⑮　（略） ⑯　第17条第１項第１号の規定に基づき、人事院が定めることとされている作業について定めること。 ⑰～⑷　（略） 九～二十四　（略） ３・４　（略）

２　この決定による改正は、令和８年４月８日から効力を発生する。